

榛東村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	14,623	5,639,145	191,501	758,147	13.4	13.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

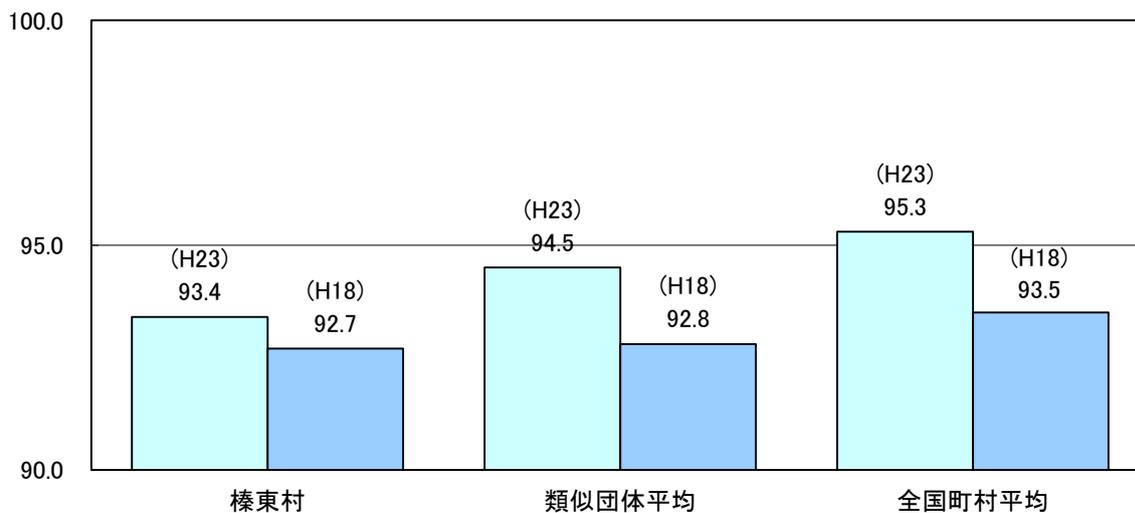
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成22年度	82	293,250	36,627	108,562	438,439	5,347	5,525

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年4月国に準じて給与構造改革を実施

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
榛東村	42.9 歳	310,498 円	344,966 円	337,813 円
群馬県	43.7 歳	348,770 円	424,554 円	381,492 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	42.8 歳	314,720 円	365,081 円	339,812 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
榛東村	56.6 歳	2 人	344,900 円	359,900 円	359,900 円	用務員	53.1 歳	200,433 円	1.8
群馬県	48.9 歳	164 人	328,067 円	365,808 円	352,332 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	9 人	285,441 円	304,225 円	296,090 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
榛東村	5,090,100 円	2,814,900 円	1.8

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	榛東村	群馬県	国	
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

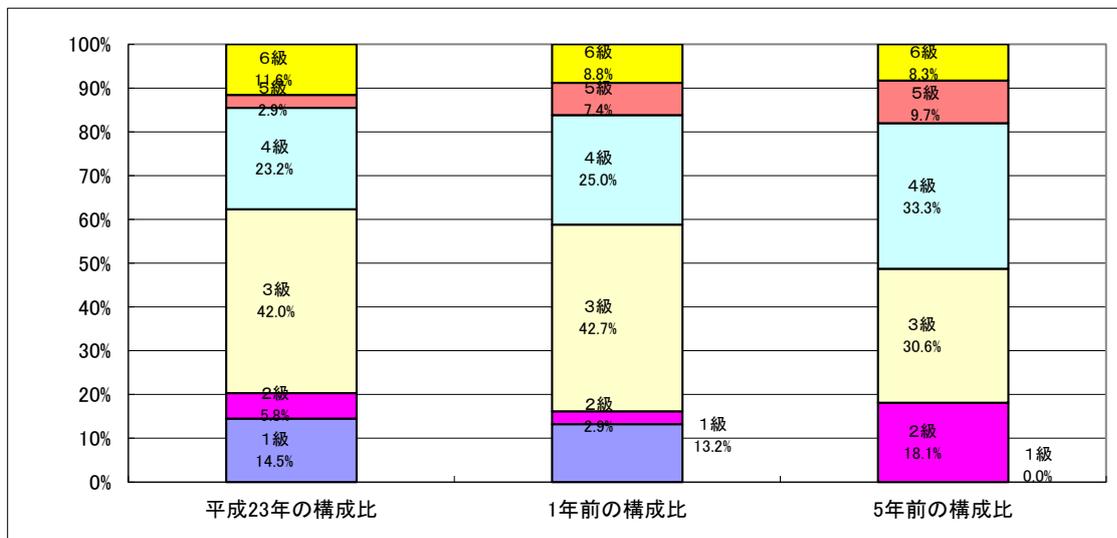
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大 学 卒	252,200 円	295,500 円	330,000 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	10 人	14.7 %
2 級	主任	4 人	5.9 %
3 級	係長・主任	29 人	42.7 %
4 級	課長補佐・係長	15 人	22.1 %
5 級	課長・課長補佐・主監・園長	2 人	2.9 %
6 級	課長・局長	8 人	11.8 %

(注) 1 榛東村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は行っていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

榛東村		群馬県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,404 千円		1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,677 千円		—	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5%~20%管理監督者加算:10%~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5%~20%管理職加算:20%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

榛東村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続20年	33.50 月分	41.34 月分	勤続20年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
定年前早期退職特例措置 その他の加算措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 その他の加算措置 (2%~20%加算)		

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		61 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		60,528 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市・高崎市・太田市	2 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		9 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		2,933 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		3.1 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	差押処分、村税の滞納処分に従事した者	差押処分、滞納処分	日額 800 円
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業に従事した者	感染症等防疫作業	日額 1,000 円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人の取扱に従事した者	行旅病人取扱業務	日額 500 円
		行旅死亡人取扱業務	日額 1,000 円
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	13,969 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	229 千円
支給実績(平成21年度決算)	13,792 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	230 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	月額 5,000円～13,500円	同	—	11,420 千円	219,616 円
住居手当	月額 1,250円～13,500円	異	支給額が国の1/2	1,587 千円	144,236 円
通勤手当	月額 2,000円～24,500円	同	—	2,576 千円	40,242 円
管理職手当	月額 27,800円～48,800円	異	—	11,159 千円	446,376 円
宿日直手当	日額 4,200円	同	—	592 千円	9,400 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	村長	725,000 円 (725,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 441,200 円
	副村長	578,000 円 (578,000 円)	689,000 円 / 398,100 円
報 酬	議長	275,000 円	408,000 円 / 218,000 円
	副議長	210,000 円	340,000 円 / 174,000 円
	議員	188,000 円	320,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	村長 副村長	(平成22年度支給割合) 3.95 月分 ※ 加算措置20%	
	議長 副議長 議員	(平成22年度支給割合) 3.95 月分 ※ 加算措置20%	
退 職 手 当	村長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5.2	(1期の手当額) 15,080,000 円
	副村長	給料月額×在職年数×3.0	(支給時期) 任期毎・退職時
	備 考		〃

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

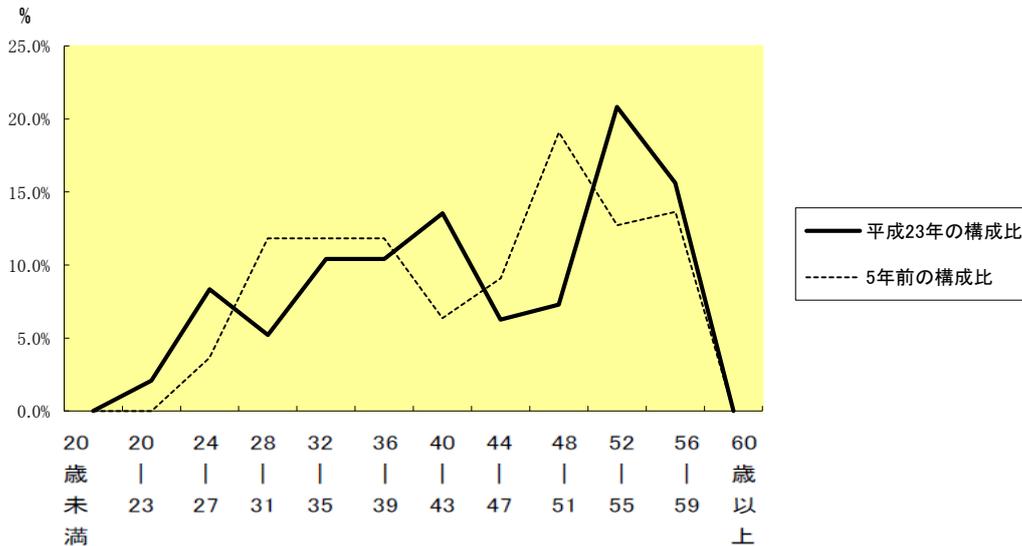
(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成23年	平成22年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		臨時職員対応等
		総務	18	20	△2	
		税務	6	6		
		農林水産	7	7		
		土木	6	6		
民生		13	12	1		
	衛生	5	5			
	小計	57	58	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 38.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.49 人)	
	教育部門	23	24	△1		
	計	80	82	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.71 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.98 人)	
公営企業等会計部門	水道	4	4			
	下水道	4	4			
	その他	7	6	1		
	計	15	14	1		
合計		95 [145]	96 [145]	△1 -	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.97 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0	5	6	6	10	8	11	10	4	18	17	0	95

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	64	61	61	58	58	57	△ 7 (△ 10.9 %)
教育	28	28	24	24	24	23	△ 5 (△ 17.9 %)
普通会計	92	89	85	82	82	80	△ 12 (△ 13.0 %)
公営企業等会計	18	18	16	14	14	15	△ 3 (△ 16.7 %)
総合計	110	107	101	96	96	95	△ 15 (△ 13.6 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職員 給与費比率 B/A %	(参考)平成21年度の総費用 に占める職員給与費比率 %
平成22年度	354,723	13,084	21,818	6.2	5.8

区分	職員数 A 人	給 与 費 計 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)類似団体 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
平成22年度	3	10,437	981	3,829	15,247	5,082	5,142

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
榛東村(水道事業)	40.1 歳	300,512 円	433,004 円
榛東村(一般行政職)	42.9 歳	310,498 円	418,831 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

榛東村(水道事業)		榛東村(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		1人当たり平均支給額(平成22年度)	
1,590 千円		1,404 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

榛東村			榛東村(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続20年	33.50 月分	41.34 月分	勤続20年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市・高崎市・太田市	2 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	次亜塩素酸ソーダ取扱業務に従事した者	次亜塩素酸ソーダ取扱業務	日額 500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	132 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	66 千円
支給実績(平成21年度決算)	215 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	108 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	月額 5,000円~13,500円	同	無	495 千円	198,000 円
住居手当	月額 1,250円~13,500円	同	無	0 千円	0 円
通勤手当	月額 2,000円~24,500円	同	無	48 千円	24,000 円
管理職手当	月額 27,800円~48,800円	同	無	275 千円	274,800 円
宿日直手当	日額 4,200円	同	無	0 千円	0 円